



# 藤井社会保険労務士事務所 事務所だより

ニュースレターの日付  
第1巻 第1号

2013年11月(第20号)

本格的な冬がやってきました。今年も残すところあとわずか。年末に向けてあわただしい時期になってきますね。

「事務所だより 11月号」をお届けします。日常の業務にお役立ていただければ幸いです。掲載内容に関してご不明な点があれば、どうぞお気軽に当事務所までお問い合わせください。

## この号の内容

- 1 雇用促進税制をご存じですか？
- 2 国民年金第3号被保険者の届出
- 3 特別条項付の36協定とは？
- 4 当事務所から

## 雇用促進税制をご存じですか？

雇用促進税制とは適用年度中（平成25年4月1日～平成26年3月31日までの期間内に始まる各事業年度。個人事業主の場合は、平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）に、雇用者数を5人以上（中小企業は2人以上）かつ10%以上増加させるなど一定の要件を満たした事業主が、法人税（個人事業主の場合は所得税）の税額控除の適用が受けられる制度です。この制度を利用するには、あらかじめ雇用促進計画を作成しハローワークに提出する必要があります。制度の概要をご紹介しますので、今後従業員数を増やす計画のある事業所ではぜひご検討ください。

### ■税額控除額

雇用者数の増加 1人あたり40万円。ただし当期の法人税額の10%（中小企業は20%）が限度。

### ■対象となる事業主の要件

- ①青色申告書を提出する事業主であること
- ②適用年度とその前事業年度に、事業主都合による離職者がいないこと
- ③適用年度に雇用者（雇用保険の一般被保険者）の数を5人以上（中小企業の場合は2人以上）、かつ、10%以上増加させていること
- ④適用年度における給与等の支給額が、比較給与等支給額以上であること  
$$\text{（比較給与等支給額）} = \text{前事業年度の給与等の支給額} + \text{（前事業年度の給与等の支給額} \times \text{雇用増加割合} \times 30\% \text{）}$$
- ⑤風俗営業等を営む事業主ではないこと



【詳しい内容はこちらをクリック】

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/dl/koyousokushinzei\\_01\\_leaf.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/dl/koyousokushinzei_01_leaf.pdf)

## 国民年金第3号被保険者の届出

厚生年金保険の被保険者（国民年金第2号被保険者）に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は、届出により国民年金第3号被保険者となります。保険料は、厚生年金保険全体で負担するため、第3号被保険者自身が納付する必要はありません。届出書は夫または妻の勤務先経由で年金事務所へ提出します。

第3号被保険者届出は次のようなケースで必要となりますので、漏れのないように行いましょう。

①入社して第2号被保険者となった人に被扶養配偶者がいるとき②第2号被保険者が結婚して被扶養配偶者ができたとき③被扶養配偶者が20歳になったとき④配偶者が退職等で第2号被保険者に扶養されるようになったとき。

【詳しい内容はこちらをクリック】



[http://www.nenkin.go.jp/n/www/share/pdf/existing/new/topics/3go\\_kiroku/pdf/O3.pdf](http://www.nenkin.go.jp/n/www/share/pdf/existing/new/topics/3go_kiroku/pdf/O3.pdf)



## 特別条項付の36協定とは？

法定労働時間を超える時間外労働および法定休日における休日労働を従業員に行わせるためには労働基準法第36条で定められた時間外労働及び休日労働に関する協定（いわゆる36協定）を締結し、あらかじめ労働基準監督署へ届出なければなりません。しかし、特別な事情により36協定で定めた労働時間の延長の限度を超えることが予想される場合には、特別条項付の36協定を締結することにより、一定期間についてはさらに労働時間を延長することができます。ボーナス商戦に伴う業務の繁忙、納期のひっ迫、予算・決算業務など特別に労働時間を延長する必要があるときには忘れずに提出しましょう。

### 当事務所から



事務所日より11月号はいかがでしょう。

お陰様で当事務所は開設3年目に入りました。皆様の日頃のご支援に深く感謝しております。これからもお客様との信頼関係を大切にしながら、より良いサービスを提供するよう努めていきたいと思っております。

今後とも末永くよろしく願いいたします。

藤井社会保険労務士事務所

〒107-0062 東京都港区南青山 2-22-14 フォンテ青山 606号  
（社会保険労務士法人アシスト 21内）

TEL 03-3478-0290 FAX 03-6804-2958

Email [mayfujii@sr-fujiioffice.com](mailto:mayfujii@sr-fujiioffice.com)

URL <http://www.sr-fujiioffice.com>

社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー  
藤井真由美